

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社やまや
【届出者の住所又は所在地】	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	022(742)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員社長室長 久野 朋美
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社やまや (宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社やまやをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、チムニー株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

チムニー株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）305,000株（対象者が平成25年11月7日に公表した平成25年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成25年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（19,340,800株）に、新株予約権（7,140個：対象者が平成25年3月26日に提出した第5期有価証券報告書に記載された平成25年2月28日現在の新株予約権の数（7,630個）に、同日から平成25年9月30日までの変更（対象者によれば、平成25年3月1日から平成25年9月30日までに、新株予約権は490個減少しているとのことです。）を反映した新株予約権の数）の目的となる対象者株式の数（714,000株）を加え、上記平成25年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成25年9月30日現在対象者が所有する自己株式数（530,500株）を控除した株式数（19,524,300株）に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）：1.56%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じ。））を所有しておりますが、このたび、平成25年11月7日開催の当社取締役会において、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを主な目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の下限及び上限を9,500,000株（株式所有割合48.66%。なお、本公開買付けにより当該9,500,000株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式（9,805,000株）の株式所有割合は50.22%）としております。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（9,500,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,500,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けにあたり、対象者の大株主であり、対象者株式4,566,500株（株式所有割合：23.39%）を保有するCarlyle Japan International Partners II, L.P.（以下「CJIP II」といいます。）、対象者株式4,409,700株（株式所有割合：22.59%）を保有するCarlyle Japan Partners II, L.P.（以下「CJP II」といいます。）、対象者株式283,900株（株式所有割合：1.45%）を保有するCJP Co-Investment II B, L.P.（以下「CJP CI II B」といいます。）及び対象者株式105,100株（株式所有割合：0.54%）を保有するCJP Co-Investment II A, L.P.（以下「CJP CI II A」といいます。）、CJIP II、CJP II、CJP CI II B、及びCJP CI II Aを、総称して以下「カーライルフアンド」といいます。）は、当社との間で、平成25年11月7日付で公開買付けの実施及び応募に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、その所有する対象者株式9,365,200株（株式所有割合：47.97%）全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしております（本応募契約の概要については、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。

なお、対象者が平成25年11月7日に公表した「株式会社やまやによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、当社による本公開買付けの提案を慎重に検討した結果、当社の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した対象者の企業文化を高く評価し、今後も対象者の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、当社グループ（後記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」で定義します。）との酒類の共同調達によって対象者において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成25年11月7日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルフアンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。そして、上記取締役会には対象者社外監査役2名を含む対象者監査役の3名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。一方で、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、近時の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の

市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格が株式会社A G Sコンサルティング（以下「A G Sコンサルティング」といいます。）から取得した対象者株式の株式価値算定書に照らせば、妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

## (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和45年11月に設立され、「流通・販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」ことを経営理念とし、酒類を中心とする嗜好品の小売販売を中心とした事業を展開しております。平成6年9月に日本証券業協会に当社株式を店頭登録し、平成14年3月の東京証券取引所市場第二部上場、平成16年3月の東京証券取引所市場第一部上場を経て、現在に至っております。

当社及びその連結子会社4社並びに関連会社1社（以下これら6社を総称して「当社グループ」といいます。）は、平成25年10月31日現在、全国に306店舗を展開しております。商品開発・直輸入・自社通関・物流の合理化を徹底的に追求した独自のシステムである「ワールドリカーシステム」を構築し、“良いものを、安く、豊富に、安定して”お客様にお届けすると同時に、生産者様・地元企業等のお取引先様と共同で魅力的な商品開発に取り組んで参りました。当社は、この「ワールドリカーシステム」を経営戦略の根幹に据え、多様化するお客様ニーズに対応できる「酒類を中心とした嗜好品の専門店」チェーンとして、営業力・マーチャング力の強化を図り、国際的なネゴシアン機能（お客様と原料生産農家、醸造家をつなぐ酒商としての働き）の拡充を図っております。

一方、対象者は、昭和59年2月に創業し東京証券取引所市場第二部に上場していたチムニー株式会社（以下「旧チムニー」といいます。）の株式取得及び支配を目的として、平成21年9月に株式会社エフ・ディーとして、プライベート・エクイティ投資会社であるカーライル・グループに属する投資ファンドであるCJP II General Partner, L.P.によって設立されました。対象者は、平成21年12月に公開買付けにより旧チムニーの株式を7,968,028株（旧チムニーの平成21年8月14日現在の発行済株式総数である9,100,000株に対する割合：87.56%）取得し同社を連結子会社化した後、同社の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨、及び旧チムニーを対象者の完全子会社とすることを目的として、旧チムニー普通株式に全部取得条項を付す旨の規定をそれぞれ新設しました。そして、上記変更後の定款に基づき、株主から全部取得条項付普通株式の全てを取得することを通じて、旧チムニーを完全子会社化しました。上記手続きに伴い同社普通株式は平成22年4月に上場廃止となり、その後平成22年9月に、対象者を存続会社、旧チムニーを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うと同時に、対象者の商号をチムニー株式会社に変更して、現在に至っております。

旧チムニーは、昭和59年2月にジャスコ株式会社（現イオン株式会社）の100%出資の子会社として設立され、海鮮居酒屋築地「はなの舞」や海鮮料理に特化した「さかなや道場」等の居酒屋を中心とした外食店舗の運営、店舗のフランチャイズ展開、食材の供給を主な事業としていましたが、前述のとおり、カーライルファンドにより、経営管理力の強化、教育制度の構築、新業態の開発等を通じた中長期的な企業価値の向上を企図したマネジメント・バイアウトが実施され、旧チムニー株式は非公開化されました。非公開化後、旧チムニー（本合併後は対象者を意味します。）は、カーライルファンドの協力の下、意思決定スピードの強化や業務の効率化が図られ、社内における調理教育のための「ABC大学」の設置や海鮮食材の提供をより強固なものとするための魚鮮水産株式会社の設立、鉄板料理・豆腐料理を中心とする「升屋」や串焼きホルモンに特化した「新橋やきとん」等の店舗グループの買収等、様々な施策により変化を遂げ、より一層の業績拡大を目指して平成24年12月に東京証券取引所市場第二部に上場しております。さらに、対象者によれば今後の経済環境、対象者業績見込み等次第では東京証券取引所市場第一部への市場変更を申請することも検討しているとのことです（なお、対象者によれば、本書提出日現在、対象者は東京証券取引所に対して同市場第一部への市場変更の申請を行っておらず、同市場第一部への市場変更の申請の是非、市場変更の申請の時期等も含めて検討段階にとどまっており、現時点では対象者において具体的な意思決定はなされていないとのことです。）。

対象者は、「心」と「食」と「飲」を通じて、世界中のお客様から「ありがとう」といわれることを企業理念としており、常にお客様に喜ばれるサービスを提供していく企業を目指しています。対象者の事業は、対象者のブランドで直営店及びフランチャイズ店舗を展開する飲食事業、官公庁をはじめとする一定の施設内で飲食を中心に提供するコントラクト事業、及びその他事業の3つのセグメントから成り立っており、平成25年9月末現在、飲食事業直営店311店舗、コントラクト店98店舗、F C店290店舗、総店舗数699店舗（対象者の非連結子会社2社の21店舗を含めると720店舗）を全国で運営しております。

当社グループと、対象者及び対象者の非連結子会社3社（以下これら4社を総称して「対象者グループ」といいます。）を取り巻く環境は、中長期的な少子高齢化や生産年齢人口減少等による市場の縮小と社会保障の先行き不安、消費行動の構造変化、及び消費税増税等により、引き続き厳しい状況が続いております。かかる環境下、当社グループは

「ワールドリカーシステム」のより一層の強化と酒類等販売チャネルの拡大に取り組み、内食・外食双方で幅広い商品提供のソリューション提案を目指しております。

また、対象者グループは、漁業権・買参権の取得といった一次産業、それら鮮魚を対象者独自のバックキッチンで加工する二次産業、及びお客様への流通販売を行う三次産業の有機的・総合的結合を推進しています。加えて、コントラクト事業の強化やM & Aによる新業態の運営を通じて業態ポートフォリオの充実を図っております。

当社は、平成25年7月下旬から、対象者の大株主であるカーライルフアンドが、対象者の新たなパートナーを検討するために、その保有する対象者株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことから始まる入札プロセスに参加し、カーライルフアンド及び対象者から提出された対象者の事業・財務等に関する資料等の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選定した上で、対象者株式の取得について分析、検討を進めて参りました。検討の結果、当社は、対象者グループの居酒屋業界における稀有なプレゼンス及び高い収益力を持つビジネスモデルを高く評価し、本公開買付け及び連結子会社化を通じて、戦略的事業パートナーとしての対象者の経営の独立性を尊重しつつ、より強固な資本関係を構築することにより、対象者にとっては当社グループとの酒類の共同調達による一層のコストシナジーや当社からのグローバルな酒類の供給、また当社グループにとっては、酒類販売チャネルや取扱商品の拡大等の効果が見込まれ、両社の事業シナジーの最大化に繋がり、ひいては両社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。上記分析、検討を経た本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件をカーライルフアンドに対して提示し、平成25年10月、カーライルフアンドの選定の結果、最終買付候補者に選定されました。当社は、その後、カーライルフアンドとの間で交渉を進めて参りました。その結果、諸条件の合意に至ったことから、平成25年11月7日の取締役会にて、本公開買付け実施の決議をし、同日、カーライルフアンドとの間で本応募契約を締結いたしました。なお、本公開買付けが成立した場合には、当社は対象者との間で、販売、商品開発、業態開発、物流、物件開発、FCオーナー開発等、広範囲にわたり提携関係を構築し、双方にとりメリットの出るような施策を進めていきたいと考えております。現時点においては、対象者の役員構成を変更することは考えておりませんが、対象者が平成26年3月に開催する予定の定時株主総会（以下「対象者定時株主総会」といいます。）での承認を経て、当社から取締役を若干名派遣することを想定しております。なお、当社は対象者の取締役会を構成する取締役の人数の過半数を派遣することは考えておりません。また、カーライルフアンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから対象者の社外取締役に派遣されている大塚博行氏に関しましては、対象者定時株主総会の終了までは対象者の社外取締役に継続する方針であり、それ以降については未定であります。今後の経営体制及び具体的な施策については、本公開買付け後に両社で協議を進める予定であります。

また、対象者によれば、対象者株式の東京証券取引所市場第二部から同市場第一部への市場変更の申請を検討しているとのことであり、当社は対象者の方針を支持する考えであります。

### (3) 本公開買付けに関する重要な合意等

当社は、カーライルフاندとの間で、平成25年11月7日付で本応募契約を締結しております。本応募契約において、カーライルフاندは(ア)当社による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、(イ)当社の表明及び保証について、重要な点において誤りが存在しないこと(注1)及び(ウ)本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに当社が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと(注2)を前提条件として、カーライルフاندの保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、カーライルフاندが自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておりません。一方、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日までに、当社の表明及び保証について重要な点において誤りが存在することが判明した場合、本応募契約に基づき当社が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務の重大な違反があった場合、又は当社について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他適用ある同種の法的倒産手続が開始された場合には、カーライルフاندは本応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるほか、第三者により対象者株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始され、かつ対抗公開買付けにおける対象者株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合において、当社との間で対抗公開買付けへの対応に関して協議が調わない場合には、カーライルフاندは本公開買付けに応募せず、又は本応募の結果成立した本公開買付けに係る契約を解除し、対抗公開買付けに応募することができるとされております。

(注1) 本応募契約において、当社は(ア)当社の適法かつ有効な設立及び存続、(イ)当社の本応募契約の締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在、並びに本応募契約の締結及び履行のために必要な内部手続きの履践、(ウ)当社に対する強制執行可能性、(エ)当社による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(オ)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(カ)本公開買付けの結果取得することになる対象者株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っております。

(注2) 本応募契約において、当社が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止のほか、対象者株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務があります。

### (4) 本公開買付価格の決定

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成25年11月6日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 983円～1,084円  
類似会社比較法： 1,197円～1,695円  
DCF法： 1,609円～2,024円

市場株価平均法では、平成25年11月5日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,084円、直近5営業日の終値単純平均値1,080円(小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,046円、直近3ヶ月間の終値単純平均値994円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値983円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、983円から1,084円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,197円から1,695円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が第6期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,609円から2,024円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の平成24年12月の東京証券取引所市場第二部への上場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年11月7日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり1,510円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり1,510円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月6日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,079円に対して39.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近5営業日の終値単純平均値1,080円に対して39.81%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近1ヶ月の終値単純平均値1,047円に対して44.22%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近3ヶ月の終値単純平均値996円に対して51.61%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成25年11月6日までの直近6ヶ月の終値単純平均値983円に対して53.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成25年11月7日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,080円に対して39.81%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

#### (5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の大株主であるカーライルフアンドが公開買付者との間で本応募契約を締結しており、カーライルフアンドと少数株主との利害が必ずしも一致するものではないことから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの意思決定の公正性及び適正を担保するため、以下の措置を講じております。

##### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付け価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、AGSコンサルティングから本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月6日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、AGSコンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

AGSコンサルティングは、対象者株式の株式価値算定にあたり、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を採用し、対象者株式の株式価値を算定しているとのことであり、各方式に基づき算定した対象者株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 983円から1,047円

類似会社比較法 1,293円から1,657円

DCF法 1,275円から1,709円

市場株価法では、最近における対象者株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年11月6日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均株価1,047円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均株価996円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均株価983円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を983円から1,047円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて対象者株式の株式価値を分析し、その1株当たりの株式価値の範囲を1,293円から1,657円までと算定しているとのことです。

他方で、DCF法では、対象者より提出された対象者に係る事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が第6期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,275円から1,709円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

また、AGSコンサルティングは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

##### 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年11月7日開催の対象者取締役会において、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書、上記「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言等を踏まえた上で、当社の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した対象者の企業文化を高く評価し、今後も対象者の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、当社グループとの酒類の共同調達によって対象者において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成25年11月7日開催の対象者取締役会において、大塚博行氏を除く対象者取締役4名の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。

また、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルフアンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。そして、上記取締役会には対象者社外監査役2名を含む対象者監査役の3名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

#### (6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

#### (7) 本公開買付けによる上場廃止の可能性

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限(9,500,000株)を設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で9,805,000株(株式所有割合:50.22%)にとどまる予定です。従って、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き上場が維持される予定です。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年11月8日（金曜日）から平成25年12月5日（木曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年11月8日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年12月19日（木曜日）までとなります。

###### 【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社やまや  
宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号  
022(742)3111  
執行役員社長室長 久野 朋美  
確認受付時間 平日9時から17時まで



(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,510円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成25年11月6日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法： 983円～1,084円 類似会社比較法：1,197円～1,695円 DCF法 : 1,609円～2,024円</p> <p>市場株価平均法では、平成25年11月5日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,084円、直近5営業日の終値単純平均値1,080円、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,046円、直近3ヶ月間の終値単純平均値994円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値983円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、983円から1,084円までと分析しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,197円から1,695円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が第6期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、1,609円から2,024円までと分析しております。</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の平成24年12月の東京証券取引所市場第二部への上場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年11月7日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,510円と決定いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格である1株当たり1,510円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月6日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,079円に対して39.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近5営業日の終値単純平均値1,080円に対して39.81%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近1ヶ月の終値単純平均値1,047円に対して44.22%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近3ヶ月の終値単純平均値996円に対して51.61%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成25年11月6日までの直近6ヶ月の終値単純平均値983円に対して53.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成25年11月7日の対象者株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,080円に対して39.81%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格は、当社が、対象者の東京証券取引所市場第二部への新規上場時における募集及び売出しにより平成24年12月に取得した価格（1株当たり取得価格1,000円）と比べると510円の差異があり、その後の市場買付けにより、平成24年12月から平成25年6月までに計56回の取引により取得した対象者株式の平均取得価格（1株当たりの取得価格は727円から1,000円であり、平均取得価格は963円）と比べると547円の差異がありますが、これらは、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の平成24年12月の東京証券取引所市場第二部への上場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を考慮することにより生じた差額によるものです。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社は、平成25年7月下旬から、対象者の大株主であるカーライルファンドが、対象者の新たなパートナーを検討するために、その保有する対象者株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことから始まる入札プロセスに参加し、カーライルファンド及び対象者から提出された対象者の事業・財務等に関する資料等の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選定した上で、対象者株式の取得について分析、検討を進めて参りました。検討の結果、当社は、対象者グループの居酒屋業界における稀有なプレゼンス及び高い収益力を持つビジネスモデルを高く評価し、本公開買付け及び連結子会社化を通じて、戦略的事業パートナーとしての対象者の経営の独立性を尊重しつつ、より強固な資本関係を構築することにより、対象者にとっては当社グループとの酒類の共同調達による一層のコストシナジーや当社からのグローバルな酒類の供給、また当社グループにとっては、酒類販売チャネルや取扱商品の拡大等の効果が見込まれ、両社の事業シナジーの最大化に繋がり、ひいては両社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。上記分析、検討を経た本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件をカーライルファンドに対して提示し、平成25年10月、カーライルファンドの選定の結果、最終買付候補者に選定されました。当社は、その後、カーライルファンドとの間で交渉を進めて参りました。その結果、諸条件の合意に至ったことから、平成25年11月7日の取締役会にて、本公開買付け実施の決議をし、同日、カーライルファンドとの間で本応募契約を締結いたしました。</p> <p>当社は、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p>

	<p>当該意見の概要</p> <p>野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法： 983円～1,084円 類似会社比較法：1,197円～1,695円 DCF法：1,609円～2,024円</p> <p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の平成24年12月の東京証券取引所市場第二部への上場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年11月7日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,510円と決定いたしました。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,500,000 (株)	9,500,000 (株)	9,500,000 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,500,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(9,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	95,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月8日現在)(個)(d)	3,050
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年11月8日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年6月30日現在)(個)(j)	187,947
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	48.66
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	50.22

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(9,500,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成25年8月13日に提出した第6期第2四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年11月7日に公表した平成25年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数(19,340,800株)に、新株予約権(7,140個:対象者が平成25年3月26日に提出した第5期有価証券報告書に記載された平成25年2月28日現在の新株予約権の数(7,630個)に、同日から平成25年9月30日までの変更(対象者によれば、平成25年3月1日から平成25年9月30日までに、新株予約権は490個減少しているとのことです。)を反映した新株予約権の数)の目的となる対象者株式の数(714,000株)を加え、上記平成25年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)に記載された平成25年9月30日現在対象者が保有する自己株式数(530,500株)を控除した株式数(19,524,300株)に係る議決権の数(195,243個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

### (1)【株券等の種類】

普通株式

### (2)【根拠法令】

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出受理の日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされており（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成25年10月22日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理され、平成25年10月31日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、措置期間は平成25年10月31日をもって終了しております。また、公開買付者は、本件株式取得について、30日間の取得禁止期間を9日に短縮する旨の平成25年10月31日付の禁止期間の短縮の通知書を受領したため、平成25年10月31日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。

### (3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成25年10月31日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公東総第59号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）  
公東総第60号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>) (以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

#### (注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人

<発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人

登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注２） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

## （２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村証券株式会社全国各支店）

## （３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（２）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（４）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

## （４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	14,345,000,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	120,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a)+(b)+(c)	14,468,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(9,500,000株)に1株当たりの買付価格(1,510円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	5,817,553
普通預金	10,972,652
計(a)	16,790,206

#### 【届出日前の借入金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	銀行		当座貸越 上限：60億円 期間：平成25年11月6日 日から6ヶ月間 金利：TIBOR+0.10% 担保：無し	5,800,000
1	銀行		当座貸越 上限：65億円 期間：平成25年11月6日 日から6ヶ月間 金利：TIBOR+0.10% 担保：無し	5,700,000
1	銀行		当座貸越 上限：30億円 期間：平成25年11月6日 日から6ヶ月間 金利：TIBOR+0.15% 担保：無し	3,000,000
2				
		計		14,500,000

(注) 当該借入金(14,500,000千円)は、上記「届出日の前々日又は前日現在の預金」記載の当座預金5,817,553千円及び普通預金10,972,652千円に含まれております。



□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

16,790,206千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成25年12月12日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成25年12月27日(金曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,500,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,500,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしニ、へないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

( 3 ) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

( 4 ) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

( 5 ) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

#### (2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第43期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月27日東北財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月14日東北財務局長に提出

事業年度 第44期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月13日を目処に東北財務局長に提出予定

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社やまや

（宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年11月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,050(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	3,050		
所有株券等の合計数	3,050		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年11月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,050(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	3,050		
所有株券等の合計数	3,050		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年11月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。なお、会社法に従って、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

最近の3事業年度における当社と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	第41期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第42期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第43期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当社から対象者への酒類等の販売	421	509	521

(2) 役員との取引

該当事項はありません。



## 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社による本公開買付けの提案を慎重に検討した結果、当社の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した対象者の企業文化を高く評価し、今後も対象者の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、当社グループとの酒類の共同調達によって対象者において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成25年11月7日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。なお、対象者の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルフアンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。そして、上記取締役会には対象者社外監査役2名を含む対象者監査役の3名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。一方で、本公開買付け価格は、近時の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付け価格がAGSコンサルティングから取得した対象者株式の株式価値算定書に照らせば、妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	平成22年12月期 (第3期)	平成23年12月期 (第4期)	平成24年12月期 (第5期)
売上高	10,190,557千円	37,767,667千円	41,995,850千円
売上原価	3,497,712千円	13,160,781千円	14,406,059千円
販売費及び一般管理費	5,679,998千円	21,700,381千円	24,300,442千円
営業外収益	41,585千円	175,064千円	248,653千円
営業外費用	116,336千円	421,347千円	240,231千円
当期純利益(当期純損失)	21,892千円	1,043,616千円	1,263,261千円

決算年月	平成25年12月期 (第6期) 第2四半期累計期間
売上高	21,432,184千円
売上原価	7,277,302千円
販売費及び一般管理費	12,526,909千円
営業外収益	83,194千円
営業外費用	69,695千円
四半期純利益	726,876千円

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 対象者は、第3期は子会社が存在しないため、第4期、第5期及び第6期第2四半期は子会社を有しますが、非連結子会社として扱っているため連結財務諸表を作成しておりません。

(注3) 第3期は、決算日を9月30日から12月31日に変更しているため、平成22年10月1日から12月31日までを決算期間としております。

(注4) 上記(注1ないし注3を含みます。)は、対象者が平成24年11月9日に提出した有価証券届出書、対象者が平成25年3月26日に提出した第5期有価証券報告書及び対象者が平成25年8月13日に提出した第6期第2四半期報告書に基づいて作成しております。

(注5) 対象者は、公開買付期間中の平成25年11月13日に第6期第3四半期報告書を提出する予定です。

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	平成22年12月期 (第3期)	平成23年12月期 (第4期)	平成24年12月期 (第5期)
1株当たり当期純損益	0.97円	46.25円	62.20円
1株当たり配当額			10円
1株当たり純資産額	493.36円	539.65円	558.26円

決算年月	平成25年12月期 (第6期) 第2四半期累計期間
1株当たり四半期純損益	37.75円
1株当たり配当額	10円
1株当たり純資産額	円

- (注1) 対象者は、平成24年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っていることから、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たりの状況を記載しております。
- (注2) 対象者は、第3期は子会社が存在しないため、第4期、第5期及び第6期第2四半期は子会社を有しますが、非連結子会社として扱っているため連結財務諸表を作成しておりません。
- (注3) 第3期は、決算日を9月30日から12月31日に変更しているため、平成22年10月1日から12月31日までを決算期間としております。
- (注4) 上記(注1ないし注3を含みます。)は、対象者が平成24年11月9日に提出した有価証券届出書、対象者が平成25年3月26日に提出した第5期有価証券報告書及び対象者が平成25年8月13日に提出した第6期第2四半期報告書に基づいて作成しております。
- (注5) 第6期第2四半期については、1株当たり純資産額を除き、上記第2四半期報告書に記載された第2四半期累計期間の四半期損益計算書に基づいて作成しております。
- (注6) 対象者は、公開買付期間中の平成25年11月13日に第6期第3四半期報告書を提出する予定です。

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
	平成25年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価	1,031	1,001	978	963	1,008	1,093	1,086
最低株価	824	881	930	936	944	979	1,064

- (注) 平成25年11月については、11月7日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	11	151	11	8	11,911	12,094	
所有株式数(単元)		156	605	23,770	95,779	27	73,068	193,405	300
所有株式数の割合(%)		0.1	0.3	12.3	49.5	0.0	37.8	100.0	

(注) 上記は、対象者が平成25年3月26日に提出した第5期有価証券報告書に基づいて作成しております。

#### (2)【大株主及び役員の所有株式の数】

##### 【大株主】

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
CARLYLE JAPAN INTERNATIONAL PARTNERS II, L.P. (常任代理人 野村證券株)	INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED, 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	4,566,500	23.6
CARLYLE JAPAN PARTNERS II, L.P. (常任代理人 野村證券株)	INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED, 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	4,409,700	22.8
加藤産業株	兵庫県西宮市松原町9番20号	1,000,000	5.2
麒麟麦酒株	東京都中央区新川二丁目10番1号	1,000,000	5.2
和泉 學	埼玉県八潮市	600,000	3.1
CJP CO-INVESTMENT II B, L.P. (常任代理人 野村證券株)	INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED, 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	283,900	1.5
チムニー従業員持株会	東京都墨田区横網一丁目3番20号	177,000	0.9
ノムラ シンガポール リミテッド カスタマー セグ エフジェー1309 (常任代理人 野村證券株)	10 MARINA BOULEVARD MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER2 #36-0 1 SINGAPORE 018983 (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	157,000	0.8
CJP CO-INVESTMENT II A, L.P. (常任代理人 野村證券株)	INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED, 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	105,100	0.5
山口 実	東京都中央区	100,000	0.5
計		12,399,200	64.1

(注1) 上記は、対象者が平成25年3月26日に提出した第5期有価証券報告書に基づき作成しております。

(注2) 対象者が平成25年8月13日に提出した第6期第2四半期報告書によりますと、平成25年6月30日現在の大株主の所有株式数は下記のとおり変動しております。

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合 (%)
CARLYLE JAPAN INTERNATIONAL PARTNERS II, L.P. (常任代理人 野村證券(株))	INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED, 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	4,566,500	23.61
CARLYLE JAPAN PARTNERS II, L.P. (常任代理人 野村證券(株))	INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED, 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	4,409,700	22.80
加藤産業(株)	兵庫県西宮市松原町9番20号	1,000,000	5.17
麒麟麦酒(株)	東京都中野区中野四丁目10番2号	1,000,000	5.17
和泉 學	埼玉県八潮市	602,700	3.12
(株)NSK	東京都北区豊島二丁目3番1号	500,000	2.59
(株)やまや	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	305,000	1.58
CJP CO-INVESTMENT II B, L.P. (常任代理人 野村證券(株))	INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED, 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	283,900	1.47
チムニー従業員持株会	東京都墨田区横網一丁目3番20号	184,500	0.95
CJP CO-INVESTMENT II A, L.P. (常任代理人 野村證券(株))	INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED, 190 ELGIN AVENUE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-9005, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋一丁目9番1号)	105,100	0.54
計		12,957,400	67.00

(注3) 上記のほか、自己株式545,500株(2.82%)を保有しております。

(注4) 対象者は、公開買付期間中の平成25年11月13日に第6期第3四半期報告書を提出する予定です。

【役員】

平成25年3月26日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
和泉 學	代表取締役社長		600,000	3.10
山口 実	取締役	営業管掌	100,000	0.52
小林 巧	取締役	関連企業本部長	20,000	0.10
大塚 博行	取締役			
上田 智廣	取締役			
猪股 哲美	常勤監査役			
中原 慎一	監査役			
越仲 信雄	監査役			
計			720,000	3.72

(注1) 取締役大塚博行及び上田智廣は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役中原慎一及び越仲信雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 上記(注1及び注2も含みますが、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の欄を除きます。)は、対象者が平成25年3月26日に提出した第5期有価証券報告書に基づき作成しております。

(注4) 対象者が平成25年8月13日に提出した第6期第2四半期報告書によりますと、対象者が平成25年3月26日に提出した第5期有価証券報告書提出以後、第6期第2四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

(注5) 対象者は、公開買付期間中の平成25年11月13日に第6期第3四半期報告書を提出する予定です。

(注6) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項はありません。

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

## 5【その他】

対象者は、平成25年11月7日に「平成25年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

## 損益の状況

会計期間	平成25年12月期第3四半期累計期間
売上高	32,293百万円
売上原価	10,904百万円
販売費及び一般管理費	19,195百万円
営業外収益	128百万円
営業外費用	102百万円
四半期純利益	965百万円

## 1株当たりの状況

会計期間	平成25年12月期第3四半期累計期間
1株当たり四半期純利益	50.54円
1株当たり配当額	10.00円